

# 令和元年度米穀流通、食品表示の監視実績について

令和2年10月  
消費・安全局

農林水産省は、食品表示法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティ法」という。）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という。）、農産物検査法及び日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。指定農林物資の表示に関することに限る。）の令和元年度の監視結果について別添のとおり取りまとめました。

これらの法律の違反の事実に対しては、各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

## 【令和元年度監視実績のポイント】

### 1 食品表示法

- (1) 食品表示法に基づき、小売業者に対して行った一般巡回調査における生鮮食品の不適合率は、30年度の0.4%から0.2%に減少している。その中では、食料品スーパーの不適合率が30年度の0.5%から0.3%に減少している。
- (2) 違反について品目別にみると、生鮮食品では農産物、畜産物及び水産物の違反はそれぞれ31%となっている。また、加工食品では農産加工品、水産物加工品及びその他加工品の違反はそれぞれ3割となっている。
- (3) 違反内容は、生鮮食品では原産地の誤表示・欠落の違反が80%、加工食品では原材料名の誤表示・欠落の違反が58%を占めている。なお、輸入加工食品を小分けした場合の原産国の誤表示・欠落が継続的に確認されている。

### 2 米トレーサビリティ法

- (1) 米トレーサビリティ法に基づき、米穀事業者（生産者、米穀販売事業者、食料品製造事業者及び外食事業者）に対して行った一般巡回調査における違反率は、生産者が21%、次いで食料品製造事業者が13%となっている。前年度との比較では、生産者の違反率は18%から21%に増加、食料品製造事業者の違反率は13%で横ばい、外食事業者の違反率は7%から1%に減少している。

(2) 業態別の違反内容は以下のとおり

- ① 生産者の違反内容は、取引等を行った際に、名称、数量、年月日及び取引相手の名称等の記録を作成しなかった又は記録の一部について記載漏れしていた等、取引等の記録の作成に係る違反が50%と最も多くなっている。
- ② 米穀の卸売業者等の米穀販売事業者の違反内容は、取引等の記録の作成に係る違反が52%と最も多くなっている。
- ③ 食料品製造事業者の違反内容は、取引等の記録の作成に係る違反が38%と最も多くなっている。
- ④ 外食事業者の違反内容は、店舗において米飯類を販売又は提供する際に、原料米について消費者へ誤った産地を伝達した又は産地を伝達しなかった等の一般消費者に対する産地情報の伝達に係る違反が71%と最も多くなっている。

### 3 牛トレーサビリティ法

(1) 牛への耳標装着と異動届出等

- ① 牛トレーサビリティ法に基づき行った巡回調査等における違反率は、牛の管理者0.2%、と畜者0.9%であった。
- ② 違反内容は、耳標に関する不備が48%、届出に関する不備が52%であった。

(2) 特定牛肉の表示等

- ① 牛トレーサビリティ法に基づき行った一般巡回調査における違反率は、小売業者が0.1%、中間流通業者が0.4%、特定料理提供業者が0.6%となっている。  
国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定し、一致しなかった比率は1.8%となっている。業種別にみると、小売業者の不一致率が前年度の1.9%から1.3%に減少している。
- ② 違反内容は、個体識別番号の不表示・誤表示の違反が79%を占めている。

### 4 食糧法

(1) 食糧法に基づき、飼料用米等の用途限定米穀の生産者に対して行った一般巡回調査における違反率は2%（30年度2%）となっている。

(2) 主な違反内容は以下のとおり。

- ① 生産者の違反内容は、用途限定米穀として区分管理で生産し、その用途として全量出荷しなければならない米穀の一部について用途を限定せずに出荷・販売した等、用途外使用の禁止に係る違反が78%（30年度32%）

となっており、次いで、用途限定米穀を販売する際、その用途が明らかとなるよう表示を行っていなかった等、販売時に係る違反が22%（30年度5%）となっている。

- ② 飼料用米の違反の内容は、用途外使用の禁止違反が100%（30年度30%）となっており、加工用米の違反の内容は、用途外使用の禁止違反が64%（30年度0%）となっている。

その他水田活用米穀（備蓄米、輸出用米等）の違反の内容は、販売時に講ずべき措置違反が80%（30年度0%）となっている。

## 5 農産物検査法

（1）令和元年度において、農産物検査法に基づき登録検査機関に対して行った一般巡回調査における違反率は16%（30年度15%）となっている。

（2）主な違反内容は以下のとおり。

- ① 登録検査機関の違反内容は、検査証明に関するものが26%（30年度6%）、農産物検査の実施方法、検査手数料に関する事項等を定めた業務規程に従って農産物検査を行っていないものが48%（30年度52%）となっている。
- ② 業務規程に係る違反内容は、包装、量目等の誤記載、検査請求者の氏名、住所の不記載等、農産物検査の請求者への検査結果通知書の記載内容が不適切なものが29%（30年度36%）となっている。

## 6 JAS法（有機表示違反）

（1）JAS法に基づき、小売業者に対して行った一般巡回調査における有機表示された農産物の違反率は、0.06%となっている。

（2）違反内容は、有機JASマークを付さずに「有機」等の表示を行っていたものが86%を占めている。

表1-1 食品表示法に基づく一般巡回調査における小売業者の表示の不適正率（生鮮食品）

年度	計	百貨店	総合スーパー	食料品スーパー	食料品専門店（青果）	食料品専門店（精肉）	食料品専門店（鮮魚）	コンビニエンス・ストア	ドラッグストア	ディスカウントストア	ホームセンター	米穀専門店	その他
		30年度	0.4%	0.0%	0.5%	0.5%	0.0%	0.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
元年度	0.2%	0.0%	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	2.9%	0.0%	0.6%

表1-2 食品表示法に基づく一般巡回調査における加工製造業者の表示の不適正率（加工食品）

30年度	1.8%
元年度	1.3%

表1-3 食品表示法に基づく品目別・違反内容別の違反の状況

年度	違反品目										違反の内容							
	生鮮食品					加工食品					生鮮食品				加工食品			
	計	農産物	畜産物	水産物	米	計	農産加工品	畜産加工品	水産加工品	その他加工品	計	原産地の誤表示・欠落	原料玄米の誤表示・欠落	その他	計	原材料名の誤表示・欠落	原産国の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落
30年度		100%	27%	26%	37%		11%	100%	29%	13%		34%	24%	100%		74%	8%	18%
元年度	100%	31%	31%	31%	8%	100%	30%	12%	27%	31%	100%	80%	1%	19%	100%	58%	26%	16%

注1 違反については、小売業者等に対する一般巡回調査、食品表示110番、科学的分析に基づき確認したものである。

注2 原料玄米の誤表示・欠落とは、袋詰精米の原料の玄米に関する表示(産地、品種又は年産)の誤りや欠落による違反である。

注3 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表1-4 食品表示法に基づく業態別違反の状況

年度	小売業者						中間流通業者						加工製造業者					
	計	生鮮食品		加工食品		計	生鮮食品		加工食品		計	生鮮食品		加工食品				
		小計	原産地の誤表示・欠落	小計	原材料名の誤表示・欠落		小計	原産地の誤表示・欠落	小計	原材料名の誤表示・欠落		小計	原産地の誤表示・欠落	小計	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落		
																	原料原産地の誤表示・欠落	
30年度	100%	49%	40%	51%	24%	19%	100%	68%	27%	32%	23%	9%	100%	13%	8%	87%	57%	15%
元年度	100%	58%	49%	44%	21%	17%	100%	60%	40%	40%	20%	13%	100%	6%	4%	94%	71%	15%

注1 違反については、小売業者等に対する一般巡回調査、食品表示110番、科学的分析に基づき確認したものである。

注2 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表2 米トレーサビリティ法業態別違反の状況

	業態別違反率				違反の内容																													
	生産者	米穀販売事業者	食料品製造事業者	外食事業者	計									生産者					米穀販売事業者					食料品製造事業者					外食事業者					
					取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達					
30年度	18%	6%	13%	7%	100%	38%	13%	11%	0%	38%	100%	51%	27%	19%	0%	3%	100%	56%	25%	19%	0%	1%	100%	31%	14%	14%	1%	39%	100%	25%	0%	1%	0%	74%
元年度	21%	6%	13%	1%	100%	47%	23%	17%	0%	13%	100%	50%	26%	18%	0%	6%	100%	52%	25%	21%	1%	2%	100%	38%	16%	14%	1%	31%	100%	29%	0%	0%	0%	71%

注1 業態別違反率は、一般巡回調査を端緒として違反が確認された場合。

注2 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表3-1 牛トレーサビリティ法に基づく生産段階の業態別違反の状況

年度	業態別違反率		業態別違反の内容						
	牛の管理者	と畜者	計	計		牛の管理者		と畜者	
				耳標に関する不備	届出に関する不備	耳標に関する不備	届出に関する不備	届出に関する不備	
30年度	0.2%	0.0%	100%	43%	57%	100%	43%	57%	-
元年度	0.2%	0.9%	100%	48%	52%	100%	49%	51%	100%

注1 生産段階：牛の出生からと畜されるまでの牛の生体での段階。牛の管理者に耳標の装着、牛の管理者及びと畜者に異動届出の報告等が義務付けられている。

注2 業態別違反率は、巡回調査等を端緒として違反が確認された割合。

注3 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。



表3-2 牛トレーサビリティ法に基づく業態別違反の状況

年度	業態別違反率			業態別違反の内容																			
	小売業者	中間流通業者	特定料理提供業者	計	と畜者			小売業者			中間流通業者			特定料理提供業者									
					小計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	小計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	小計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	小計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備			
30年度	0.1%	0.4%	0.0%	100%	14%	66%	19%	-	-	-	-	100%	11%	75%	15%	100%	15%	51%	34%	100%	29%	54%	17%
元年度	0.1%	0.4%	0.6%	100%	19%	59%	21%	100%	0%	100%	0%	100%	12%	77%	11%	100%	25%	33%	42%	100%	36%	45%	18%

注1 業態別違反率は、一般巡回調査を端緒として違反が確認された割合。

注2 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表3-3 牛トレーサビリティ法におけるDNA鑑定の一一致率

年度	合計	と畜者	小売業者	中間流通業者	特定料理提供者
平成30年度	2.3%	-	1.9%	7.9%	7.6%
令和元年度	1.8%	-	1.3%	11.3%	7.9%

注： 一一致率の数値は、国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定し、一一致となった割合を示す。

表4-1 食糧法業態別違反の状況

年度	生産者の違反率	違反の内容																			
		計	生産者			食料品製造事業者			中間流通業者			畜産事業者									
			禁止(省令第2条)	用途限定米穀の用途外使用等の措置(省令第3条)	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置(省令第4条)	禁止(省令第2条)	用途限定米穀の用途外使用等の措置(省令第3条)	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置(省令第4条)	計	禁止(省令第2条)	用途限定米穀の用途外使用等の措置(省令第3条)	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置(省令第4条)	計	禁止(省令第2条)	用途限定米穀の用途外使用等の措置(省令第3条)	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置(省令第4条)					
30年度	2%	100%	27%	54%	19%	100%	32%	64%	5%	100%	0%	0%	100%	100%	0%	0%	100%	-	-	-	-
元年度	2%	100%	68%	4%	28%	100%	78%	0%	22%	100%	67%	0%	33%	100%	43%	14%	43%	-	-	-	-

注1 生産者の違反率は、生産者に対する一般巡回調査を端緒として違反が確認された割合

注2 省令とは、食糧法第7条の2に基づき定められた米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)のこと

注3 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表4-2 対象米穀別違反の内容

年度	対象米穀	違反区分				
		計	用途外使用の禁止	保管時の措置	販売時の用途表示	その他(販売先との契約書等)
30年度	飼料用米	100%	30%	61%	9%	0%
	加工用米	100%	0%	0%	0%	100%
	その他	100%	0%	0%	0%	100%
	計	100%	27%	54%	8%	12%
元年度	飼料用米	100%	100%	0%	0%	0%
	加工用米	100%	64%	7%	14%	14%
	その他	100%	20%	0%	80%	0%
	計	100%	68%	4%	21%	7%

注1 その他は、米粉用米、備蓄米、輸出用米、MA米

注2 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表5-1 農産物検査法業態別違反の状況

年度	登録検査機関の違反率	違反の内容																																										
		登録検査機関														生産者							中間流通業者																					
		計	農産物検査の不正請求 (法第3条)	検査証明(法第13条)	検査証明の未抹消使用 (法第13条)	検査機関の区域外検査 (法第14条)	売買業者の銘柄検査 (法第5条)	検査義務(法第20条)	農産物検査結果の報告 (法第20条)	帳簿の記載 (法第25条)	業務規程違反 (法第24条)	その他	計	農産物検査の不正請求 (法第3条)	検査証明(法第13条)	検査証明の未抹消使用 (法第13条)	検査機関の区域外検査 (法第14条)	売買業者の銘柄検査 (法第5条)	検査義務(法第20条)	農産物検査結果の報告 (法第20条)	帳簿の記載 (法第25条)	業務規程違反 (法第24条)	その他	計	農産物検査の不正請求 (法第3条)	検査証明(法第13条)	検査証明の未抹消使用 (法第13条)	検査機関の区域外検査 (法第14条)	売買業者の銘柄検査 (法第5条)	検査義務(法第20条)	農産物検査結果の報告 (法第20条)	帳簿の記載 (法第25条)	業務規程違反 (法第24条)	その他										
30年度	15%	100%	5%	5%	9%	2%	0%	4%	13%	16%	45%	-	100%	2%	6%	0%	2%	0%	4%	15%	19%	52%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	17%	0%	83%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
元年度	16%	100%	13%	32%	3%	0%	0%	5%	2%	10%	35%	-	100%	0%	26%	2%	0%	0%	7%	2%	14%	48%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	9%	73%	9%	0%	0%	0%	0%	9%	0%	

注1 登録検査機関の違反率は、登録検査機関に対する一般巡回調査の結果、疑義（違反）の割合

注2 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表5-2 農産物検査法業務規程違反の内容

年度	業務規程違反件数合計																						
	検査請求の内容を十分に 確認せずに検査を実施	検査結果通知書の記載内容が不適切（合計）												検査手数料の不適正	検査員認印を業務規程に定めのない 書類に押印	検査結果通知書の非通知	農産物検査員の研修会の未開催	検査請求書受付簿の未作成 誤記載	等級証印等管理簿の未作成	環境点検実施状況確認簿の未作成	倉庫管理簿の未作成	内部監査の未実施	
		包装、量目等の誤記載	銘柄名の誤記載	検査場所名の未記入、 誤記載	農産物の種類名の未記入、 誤記載	検査請求者氏名、 住所の誤記載	検査年月日の誤記載	検査数量の誤記載	産年の誤記載	等級の誤記載	格付理由の誤記載	業務規程に定めのない様式を使用											
30年度	100%	28%	36%	11%	11%	11%	0%	0%	11%	11%	11%	11%	0%	22%	4%	8%	4%	4%	0%	0%	0%	8%	8%
元年度	100%	14%	29%	13%	13%	0%	0%	38%	13%	13%	0%	0%	13%	0%	19%	10%	0%	0%	10%	10%	5%	0%	5%

注1 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

注2 検査結果通知書の記載内容が不適切の詳細については、重複している場合があり、合計とは一致しない

表6 JAS法に基づく有機表示違反の業態別違反の状況

年度	小売業者の違反率	業態別違反の内容																														
		計	出荷業者						小売業者						卸売業者・輸入業者						製造業者						認定事業者					
			不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機JASマーク」を表示	「JASマーク」と紛らわしいマークを表示	小計
30年度	0.07%	100%	83%	6%	11%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	100%	82%	6%	12%	0%	100%	80%	20%	0%	0%	100%	67%	0%	33%	0%	-	-	-	-	-	
元年度	0.06%	100%	86%	8%	0%	6%	100%	100%	0%	0%	0%	100%	90%	0%	0%	10%	100%	63%	38%	0%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	-	-	-	-	-	

注1 小売業者の違反率は、有機表示がされた農産物を対象とした一般巡回調査を端緒として違反が確認された割合。

注2 不適切な「有機」等の表示とは、有機JASマークを付さずに「有機」等を表示したことによる違反である。

注3 輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示とは、有機JASマークがない輸入品に「オーガニック」等の表示をしたまま販売したことによる違反である。

注4 割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。